

広島県教育委員会訓令第二号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する

訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とする。

第九条第三項中「介護休暇の承認の請求」の下に「、第八条第一項の規定による子育て支援部分休暇の承認の請求」を加え、「第八条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（子育て支援部分休暇）

第八条 職員は、条例第十五条に規定する子育て支援部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、休暇簿によつて行わなければならない。

2 教育委員会又はその委任を受けた者は、子育て支援部分休暇の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

附 則

1 この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。

2 改正後の事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（以下「新訓令」という。）第十条第一項に規定するシステム利用者に係る子育て支援部分休暇の承認の請求については、同条第一項に規定するシステムにより当該請求を行うことができるようになるまでの間、同条第三項の規定にかかわらず、新訓令第八条第一項に規定する休暇簿により行うものとする。